

# ESG ファイナンス評価業務に係る機密情報の取り扱い

1. 当社は業務上使用する情報の取り扱いについては「情報管理」に関する規程・要領を定め、機密情報を含む情報資産の取り扱いについて定めています。ESG評価業務の従事者を含む役職員は、業務を通じて知り得た情報資産を当該規程に基づいて管理・保護します。
2. ESG評価業務に従事する役職員は、機密情報を含む情報資産を、ESG評価を公正かつ的確に遂行する目的にのみ利用します。ただし、以下に掲げる行為は制約されません。
  - ・ ESG評価業務又は関連する業務の一部を外部委託するため、適切な秘密保持義務を負う第三者を利用すること
  - ・ 関係する法律・規則・規制によるか、政府機関・当局からの要請により情報を開示すること